

## 会員インタビュー 11

岩井智子氏に聞く

## 日中商標のプロフェッショナルとして



岩井氏の事務所にて

大阪の三枝国際特許事務所に勤務する岩井智子氏にインタビューを行った。

岩井氏は2000年に北京大学へ留学され、その経験を生かされて帰国後は特に知的財産権法に関する中国との架け橋として活躍されている。中国での留学生活及び実務経験、それから帰国後の取り組み等について聞いてみた。

弁理士を目指したきっかけ

岩井氏は、同志社大学法学部を卒業後、大手印刷メーカーに勤務された。

「大手の印刷会社なのですが、そこではクリエイティブディレクターをしていました。広告代理店の仕事に近いのですが、広告、ポスター、商品カタログ等の企画から制作までを行っていました。これらを制作する場合、まず企画からスタートし、その内容によりカメラマン、デザイナー、コピーライター、モデル等を選抜します。決められた予算内で、かつ決められたスケジュール内で制作する必要があるため、一定レベルのクリエイティブ力とスタッフをまとめる管理能力が要求されます。」

ところが、ある出来事が起こったことを機に弁理士資格を目指すことになった。

「あるリゾート関連会社の広告に関する仕事がありました。この場合、複数社間で競合するため、事前にその企画についてプレゼンを行うのです。そんな場合、企画がよく、かつ低い価格で見積もり設定された会社が採用となるわけですね。担当のデザイナーとは、

かなり力を入れて企画案、デザイン案を決めたのですが、後々新聞発表されたデザインを見て、プレゼンに落ちた我々の案がそのまま模倣されたことを知りました。そんなとき、デザイナーは泣き寝入りさせるしかないのか…かつては法律が専門だったのに…と思ったわけです。」

そんな出来事から、知財の重要性を感じ、弁理士試験にチャレンジした。そして、1997年に弁理士登録を行い、現在勤務されている三枝国際特許事務所に入所した。数年間の実務経験を経て2000年9月から北京大学に留学することになった。いろんな選択肢があると思うが、どうして中国を。

「海外での経験を積みたいと以前から思っていたので、米国のロースクールの情報等を集めていましたが、いまいち気分がのりませんでした。その一方で2000年を機に、何か新しいことを始めようと思い、中国語の勉強を始めたのです。そこから、とんとん拍子で留学が決まりました。中国とは縁があったのかもかもしれません。」

留学は、名門の北京大学に決定した。

「最初は語学をマスターしなかったのです。語学ならどこの大学にも漢語センターがありますので、最初は北京か上海か迷いました。最終的には、北京大学には知識産権学院がありますので、そこに決定しました。」

中国語での生活に不安はなかったのだろうか。

「中国語は大学の第2外国語レベル。少しは読めてもほとんどしゃべれない状態でした。留学までの

3か月間、個人レッスンをしてもらえる中国人留学生に教えてもらいました。」

## 中国での留学生活

北京大学の漢語センターは約800人の留学生が中国語を勉強している。中国では日本の大学とは異なり、多様な国からの留学生が多い。韓国の留学生が最も多く、次いで日本、アメリカの留学生が続く。アフリカ、ロシア、北朝鮮等の国からの留学生も多いようだ。北京大学での学生生活について聞いてみた。

「留学は1年半、計3学期です。最初の2学期は漢語センターで、中国語に1年間缶詰状態となりました。朝の8時から授業が始まって、曜日によっては夜まで続きます。必須がリスニング、文法、スピーキング。それが必須3科目で毎日2コマずつ程度受講します。選択は映画の授業とか、ライティング、中国文化、あとは発音特訓の授業等がありました。必須の他に選択をとるのですが、それが月曜から金曜まで1年間続きました。最後の1学期は、知識産権学院で勉強しました。」

中国生活半年目、中国語も身に付き始め中国国際貿易促進委員会 (CCPIT) にトレイニーとして研修した。いよいよ3学期目、学部入学のための語学力を習得し北京大学法学院入学が認められる。法学院での講義はどのようなものだったのだろうか。

「会社法、知的財産権に関する法律、契約法などの単位をとりました。その他、日本には存在しないと思われるような知財に特化した授業、商標法、著作権法、外国知的財産権法等の授業にも参加しました。」

授業に参加されて、日本の教育との違いを感じられたようだ。

「中国の学生はよく勉強するので、大変でした。授業ではすごく攻撃的な感じがしました。生徒と先生がよくけんか(笑)・・・激しくディスカッションします。教授陣は、アメリカ・ドイツ・フランス等の留学帰国組。海外の法律とも照らし、ディスカッションの内容もびっくりするぐらい高度なものです。日本の法学部の授業が恥ずかしくなりますね。特許の話でも、「こういう発明であれば……」と具体例を示して進められるのは、当然なこと。それを基に法律を話して下さるので、そういう意味ではすごくおもしろかったですね。先生が実際に弁護士であったり、実務家であったりしますから当然なのでしょうね。」

そんな知識産権学院での学習の合間を縫って、北京大学の近くの中科専利商標代理有限公司にて実務の経験を積んだ。

「授業が忙しくなったこともあり、北京大学から近い事務所にしたかったのです。北京は広いですから。事務所では日本のクライアントに渡す文書の翻訳等を中心に行っていました。留学と重なって、WTO加盟のための知財関連の法律改正がありましたので、日本語のニュースレターに用いる法律の翻訳を作成することも多かったですね。」

留学生活はあっという間に終わり、2002年春に日本に帰国され、現在の三枝国際特許事務所に復職された。

## 現在の中国の状況について

中国もWTOに加盟し法律改正、取り締まりの強化を行っているが、模倣品の問題は後を絶たない。

「模倣品の問題はそんなにすぐには解決しないと思います。逆にWTOに加盟してからの方が一時的に混乱するのではないかとわれています。やはり今、中国人は皆お金を儲ける方に目がいつているので、すぐにそれ



インタビュー 河野英仁

を法律の運用で淘汰するのは難しいと思いますね。北京で外を歩いていると、5元から10元のCDやDVDが売っているんですね。じゃあ正規品を買おうと思ってもどこに行けばよいか分からないという状況なのです。知財に対する国民や企業の意識の啓蒙活動、スムーズな刑事訴追のための制度づくりが必要です。WTOで貿易権が緩和されていますから、逆にその模倣品を外に出すことも自由になっています。この間も、クライアントの商品の模倣品が中東で見つかりましたが、よく調べるとそれは中国で作られており、フリーポートのドバイ等を経由して、サウジアラビア等の中東で売られているんですね。このようなケースも増えていくことと思われます。ですからWTOも裏表はあるなと思いますね。」

帰国後アジア圏を中心とした商標に関する手続の他、侵害問題、契約書作成、権利譲渡手続、中国企業の調査等を精力的に行っている。中国の商標手続は、国家

工商行政管理総局管轄の商標局に対して行うが、手続面等で問題が生じることはあるのだろうか。

「審査、審判が遅延しているというのは当然のことなのですが、いろいろな情報が開示されていないということが問題ですね。」

法律上の開示義務はないのだろうか。

「現在のところは…今後はおそらくできるとは思うのですが現在は運用ですね。見せてもらえない場合が多いですね。例えば、3年間の商標不使用に対する取消



岩井氏のデスク

は審判としては扱われない。すなわち、行政法規としての「審判規則」に則ることができません。相手方の答弁書の副本が準備されず、その副本が送付されない訳です。また類似の判断の基準は内部公開されているだけなんです。入手はしましたがあくまで内部規則なので、法的根拠とはできませんね。」

これらの事情及び中国語の特性を考慮して、日本の企業が中国へ商標登録出願を行う場合は、そのままの漢字で出願するのか、異なる漢字をあてるのか、あるいは英語で考えられる音訳で出願するのか、その戦略についても適切なアドバイスを行っている。また岩井氏は、週末等を利用して中国商標法に関する本の執筆も行っている<sup>(1)</sup>。網の目状に整理されている日本の法律と異なり、元々隙間の多い中国の法律には、行政機関の通達、審判規則、司法解釈等が埋め込まれるケースが多く、なかなかまとめるのに苦労されているようだ。

### 時には息抜きも

そんな忙しい岩井氏の休日の過ごし方について聞いてみた。

「本原稿執筆に追われていますが、ある中国人の会に入っていて、在日の中国人と知り合う機会が増え、一緒にハイキングに行ったり、山登りをするもありますね。とにかく中国語を忘れないため中国語通訳入門の勉強も続けています。先生は、かの有名なチャンイーモウ監督を始め各界の有名人や政治家の通訳も

される方でおもしろいですよ。その他には、大学時代のスキー部の仲間とたまに会ったり、そうそう最近スキューバダイビングをはじめました。マンタをみるのが今年の夢です。」

### 今後のビジョンについて

現在登録後5年目を迎える岩井氏だが、今後のビジョンについて聞いてみた。

「そういうことは難しいですね…。中国を少し知ることができましたので、その経験を生かして今後も中国方面の仕事を少しずつ増やしていければいいと思います。しかし、今の中国の動きについて行くのは大変です。1年中国を離れるということは今の日本を7年程離れるのと同じ事。中国では今日本が100年近くかけて作り上げた制度をここ10年ぐらいで追いつこうとしていますよね。2001年12月から施行されている法律が、ある程度運用され、裁判所での判決が固まった時期にもう一度中国に行きたいですね。事務所からは怒られるかもしれませんが。」と今後の抱負を語ってもらった。

インタビューを終えてから、岩井氏に「もちろん、日本企業の中国での知的財産権保護に役に立ちたいですね。私はあくまで日本の代理人ですから。」と今後の抱負をさらに付け加えてもらった。決して表には出さないが、そこには力強い自信を感じた。調査によると、2001年度に新たに設立された外資企業は3万4171社、前年比30.72%増であった。今後ますますマーケットが大きくなる中国市場における岩井氏の活躍に期待したい。



インタビュー風景

### 注

(1)「改正中国商標法～WTO加盟に伴う中国商標実務の変化」(財)経済産業調査会から2003年5月1日に刊行

(インタビュー 河野英仁 稲積朋子)